

指定障害福祉サービス事業者等
指定申請について
(てびき)

尼崎市

(令和4年版)

目 次

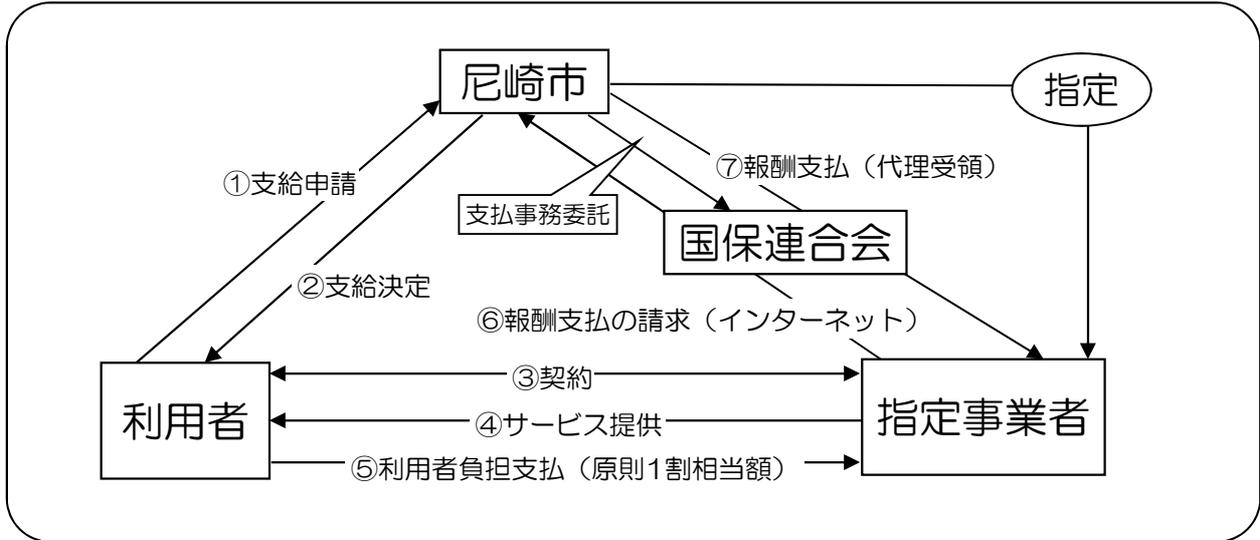
概要	1
指定障害福祉サービス事業者等の指定について	2
事業者指定の単位について	6
サービス共通の留意点について	8
各サービスの指定基準等について	
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	10
短期入所	17
療養介護	19
生活介護	20
重度障害者等包括支援	21
自立訓練（機能訓練）	22
自立訓練（生活訓練）	23
就労移行支援	24
就労継続支援A型	25
就労継続支援B型	27
就労定着支援	29
自立生活援助	30
共同生活援助（グループホーム）	31
相談支援	34
サービス管理責任者について	38
業務管理体制整備について	41
移動支援事業の指定登録について	42
日中一時支援事業の指定登録について	43

概要

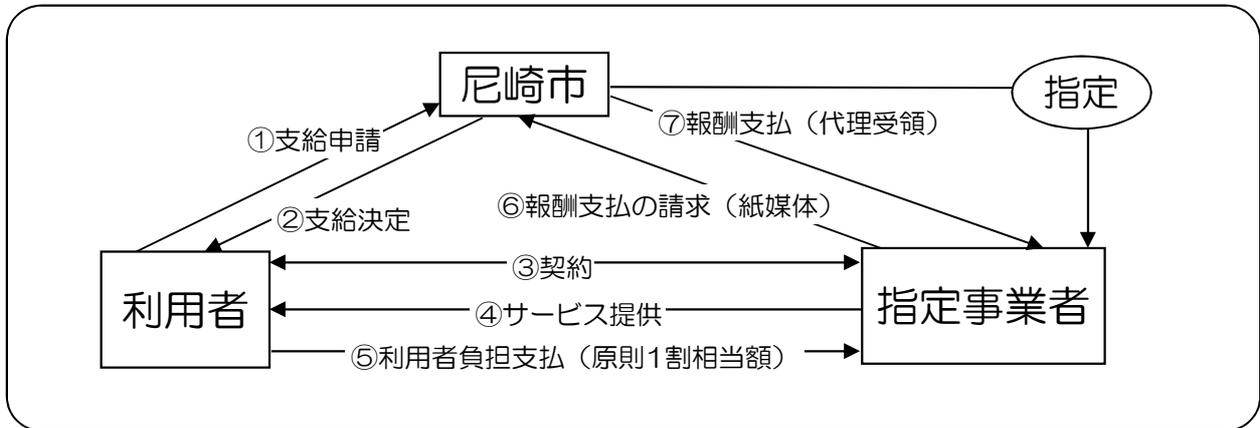
障害福祉サービス等を利用する障害者、障害児の保護者には、居住地の市町村からサービスを利用するための費用として、介護給付費等が支給されます（実際には、この費用はサービス提供事業者による代理受領方式をとりますので、市町村から事業者を支払われます）。

障害福祉サービス等を提供する事業者は、指定権者により事業者の指定を受ける必要があります。このてびきは、障害福祉サービス等の事業者指定を受けるために必要な要件等の概要を説明したものであり、サービスごとの詳細な内容には触れておりませんので、申請を行う際には、必ず事前に担当者にご相談ください。

【障害福祉サービス利用の仕組み（国保連合会へのインターネット請求）】



【移動支援・日中一時支援サービス（地域生活支援事業）利用の仕組み（市への直接請求）】



主たる事業所の所在地が尼崎市内にある場合、尼崎市において事業所の指定等を行います。対象となるサービスは以下のとおりです。

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者
- ・ 基準該当障害福祉サービス事業者
- ・ 移動支援事業者
- ・ 日中一時支援事業者

※障害児通所支援については、別に「てびき」があります。

指定障害福祉サービス事業者等の指定について

指定障害福祉サービス事業者等の指定申請を行う者は、以下の要件を満たす必要があります。

- 法人格を有すること
 - ※療養介護、短期入所は例外あり（病院、診療所に限る）
 - ※就労継続支援A型については、社会福祉法人以外の者である場合、専ら社会福祉事業を行う者であること（NPO、社団、財団法人は特例あり）
 - 申請者及び管理者が暴力団員等でないこと
 - 事業所の運営に暴力団等の支配を受けないこと
 - 指定基準を満たし、適正な運営が見込めること
 - 障害者総合支援法第36条第3項の欠格事由に該当しないこと（次頁参照）
- 指定申請の手続きについて
- 指定日（事業開始が可能となる日）は、原則として毎月1日です。申請が混み合う場合もありますので、指定日については、担当者と事前によく相談してください。
 - 指定申請書類の提出前に、事前相談を行います。訪問系サービスの場合は事業開始希望日の2～3ヶ月前に、日中活動系、居住系サービスの場合は3～5ヶ月前頃より事前相談（要予約）へお越しください
 - 書類審査に約一ヶ月の期間（補正に要する期間を除く）を要しますので、指定申請書類は事業開始希望日の前々月の15日までは必ず提出してください。
 - 申請書類の提出は、直接窓口へご持参ください。（来庁が困難な場合はご連絡ください。）
 - 指定の有効期間は、6年間です。
 - 申請書類は正副2部書面で作成し、副本は申請者において保管してください。
- 主な関係法令
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
 - 尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第50号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害福祉サービス**の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害福祉サービス**の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害者支援施設等**の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害者支援施設等**の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**障害福祉サービス事業**の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**障害者支援施設**の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定地域相談支援**の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定地域相談支援**の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定計画相談支援**の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定計画相談支援**の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号）
 - 児童福祉法に基づく**指定障害児相談支援**の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
 - 児童福祉法に基づく**指定障害児相談支援**の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）

【障害者総合支援法第36条第3項各号の規定】（一部要約）

1	申請者が法人でないとき。
2	当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項の厚生労働省令（※1）で定める基準を満たしていないとき。
3	申請者が、第43条第2項の厚生労働省令（※1）で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
4	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※2）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5の2	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの（※3）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
6	申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(※4) (以下「役員等」という。))であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
7	申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
8	申請者が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
9	申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
10	第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前日60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
11	申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
12	申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
13	申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。

※1 障害福祉サービスについては「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に読み替え

※2 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（療養介護については医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、薬事法、薬剤師法を含む）

※3 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第117条、第118条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。))及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条(第4項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)、最低賃金法第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定、賃金の支払の確保等に関する法律第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定

※4 管理者

新規申請の流れ

(例) 11月1日より事業を開始したい場合

	訪問系サービス	日中活動系サービス 居住系サービス
6月		居住系サービスの場合、物件の確認等
7月		初期相談（設備基準、サービス管理責任者の要件、消防との協議経過確認等）～申請書類作成
8月	初期相談（サービス提供責任者の要件確認等）～申請書類作成	
9月	15日までに申請書類一式を提出	15日までに申請書類一式を提出
10月	審査	審査
11月	事業開始	事業開始

- ・ 事業開始日以降、届出の内容に変更があった場合は、変更届出書に必要書類を添付して提出してください。
- ・ 事業所の所在地を移転する場合、事前確認事項がありますので、お早めにご相談ください。また、市外への移転の場合は、本市において廃止、移転先の自治体において新規申請が必要となりますので、事前にご相談ください。
- ・ 法人が変更となる場合、事業所の管理体制や職員配置に変更がない場合であっても、事業所として新規申請が必要となる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。
- ・ 居住系サービスの住居や定員の追加、日中活動系サービスの定員変更等については、事前確認事項がありますので、お早めにご相談ください。
- ・ 事前相談・申請等の受付はすべて予約制です。必ず事前に電話予約をしてお越しく下さい。相談から指定申請に至るまで、一般的に最低3か月程度は必要です。
- ・ 申請書類は、窓口にて申請者と面談し、事業に関するヒアリングをしながら内容のチェックをします。したがって、管理者になる予定の方など事業内容について理解されている方が相談期間中に最低1回は窓口にお越しく下さい。

事前相談・申請等受付時間（予約制）

受付日	土、日、祝日等閉庁日を除く毎日
受付時間	午前9時00分から午後4時00分まで（正午から午後1時00分の間を除く）。
受付場所	尼崎市役所 北館3階 法人指導課 障害事業所指定担当
電話番号	06-6489-6522

指定に係る各種様式

尼崎市ホームページに掲載しています。 ページ番号1008655

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisvo/dl/svogaisva/042tiikiseikatu.html>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）より一部抜粋

○ 基準の性格

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準」という。）は、指定障害福祉サービス事業者等が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならない。

○ 基準違反に対する指導監督及び指定の取消し

- ・ 指定障害福祉サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害福祉サービス事業者等の指定等又は更新は受けられない。
- ・ 基準に違反することが明らかになった場合には、市長は、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができる。
- ・ なお、市長は、③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公表しなければならない。
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等が③の命令に従わない場合には、市長は、当該指定等を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護給付費等の請求を停止させること）ができる。
- ・ ただし、市長は、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定等を取り消すこと又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

- ① 指定障害福祉サービス等の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
- ② 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用されることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
- ③ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき

(2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

(3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

○ 再度の指定申請について

- ・ 指定障害福祉サービス事業者等が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定等が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者等から指定障害福祉サービス事業所等についての指定等に申請がなされた場合には、市長は、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定等は行わないこと。

事業者指定の単位について

(1) 従たる事業所の取扱いについて

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものであるが、一定の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

【対象となるサービス】

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

① 人員及び設備に関する要件

- ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。
- イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。
 - ・生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援：6人以上
 - ・就労継続支援A型、就労継続支援B型：10人以上
- ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。
- エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

② 運営に関する要件

- ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(2) 出張所等の取扱いについて

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、(1)の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる。（(1)の①のエは出張所についても同様。）

(3) 多機能型事業所について

【定義】

指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型並びに指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービスの事業のうち2つ以上の事業を一体的に行うことをいう。

【設備の特例】

多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。ただし、事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合は、この限りではない。

【定員規模の特例】

- ・ 多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること
- ・ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援：6人以上
- ・ 就労継続支援A型、就労継続支援B型：10人以上

【サービス管理責任者】

各障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず

ア 当該多機能型事業所の利用者数が 60 人以下の場合は 1人以上

イ 当該多機能型事業所の利用者数が 61 人以上の場合は 1人に 60 人を超えて 40 人を増す毎に 1人を加えた数以上とする。

【従業者】

多機能型による各指定障害福祉事業所ごとに配置されている従業者（管理者およびサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。

(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービス（指定通所支援を含む。）を実施する場合の取扱いについて

- ・ 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱う。
- ・ また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。

(5) 共生型サービス

【基本的な考え方】

平成29年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、

- ・ 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする
- ・ 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が、障害者総合支援法、介護保険法及び児童福祉法にそれぞれ位置付けられました。（障害者総合支援法第41条の2）

これは、上記3法のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、他の2法に規定する当該サービスに相当するサービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたものです。

（介護保険サービス等の指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の同種サービスの指定を受けることが可能）

【共生型サービスの規定が設けられている障害福祉サービスの種類】

居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

【その他留意事項】

- 共生型サービスに係る指定の申請方法については、既存の指定障害福祉サービス等に係る申請書と同様の記載事項としつつ、3法で共通する項目の一部につき、既に指定権者に提出している事項と変更がない場合には、申請書の記載又は書類の提出を省略・簡素化できます。
- 共生型サービスにかかる報酬の額は、本来の障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬とは区別し、基準該当サービスを参考に設定されています。（但し、居宅介護・重度訪問介護の共生型サービスについては、本来の報酬と同様の額を設定）

サービス共通の留意点について

(1) 主たる対象者の特定について

指定障害福祉サービス事業者等は、障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることが基本とされています。ただし、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、あらかじめ、対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することが可能です。

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは、正当な理由(※)がなければサービス提供を拒否できませんが、主たる対象者以外の者からサービスの利用申込みがあったときは、主たる対象者を定めている理由を説明したうえで、サービス提供を行うことが可能であるときは、サービス提供を行うことは差し支えありません。

※ サービス提供を拒否できる正当な理由

- ・ 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 運営規程において「主たる対象者」を定めており、それ以外の者から利用申込みがあった場合
- ・ 入院治療が必要な場合

(2) 定款の事業名の記載について

法人の定款において、事業名を明記してください。

- (例1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (例2) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
- (例3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (例4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (例5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

※ 社会福祉法人及び医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、法人所轄庁からの通知に基づいた記載としてください。

(3) 契約について

指定障害福祉サービス事業者等は、利用者に対して適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、事業所からサービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得る必要があります。

また、利用者との間でサービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、

- ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容
- ③ サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ サービスの提供開始年月日
- ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

を記載した書面を交付してください。

(利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供することができます。)

(4) 介護給付費等のインターネット請求について

介護給付費等の請求は、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対し、インターネットにより行っていただきますので、事業者はインターネット請求ができる環境を整えるとともに、国保連に対して必要な手続きを行う必要があります。

サービス事業所の指定が決定すると、事業所情報が国保連に登録され、インターネット請求に関する書類が事業所宛に送付されますので、必要な手続きを行ってください。

インターネット請求に関する準備作業や各種手続き、簡易入力システムへの入力方法などについては、国保連にお問い合わせください。

用語の定義

用語	定義
常勤換算方法	<p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。</p>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p>
常勤	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。</p> <p>当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。</p> <p>（例）一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合 当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p>
「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提要時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>
利用者の前年度の平均値	<p>指定障害福祉サービス事業所等で従業者の員数を算定する場合に用いる「利用者数」の算定方法は以下のとおりです。（但し、就労定着支援、自立生活援助、短期入所を除く。）</p> <p>① 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の場合、入所等した日を含み、退所等した日は含まない。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は定員変更をした事業者又は施設において、新設又は定員の変更分に関し、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数等は、新設又は定員変更の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員（定員変更の場合は当該変更分の定員）の90%を利用者の数等とし、新設又は定員変更の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>また、新設又は定員変更の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>これに対し、定員の減少の場合には、減少後の実績が3月以上6月未満のときは、直近3月間の利用者の数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>ただし、これらにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。</p>

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【サービスの概要】

ア 居宅介護

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うもの。

身体介護	居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
家事援助	居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
通院等介助	通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助
通院等乗降介助	通院等のため、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

※特定のサービス行為に偏って提供することは、基準違反となる（基準第4条第1項及び第32条）。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、下記の介護等を総合的に行う。

- 居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護
- 居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事
- 居宅において行う生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- 外出時における移動中の介護

ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの。

エ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者が、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの。

【指定基準の概要】

設備基準	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用のスペースを設けること ・間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は共有可 ・区分がされていなくても業務に支障がないときは、区画が明確に特定されていれば可
	受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する

	職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	常勤換算で2.5以上	介護福祉士、居宅介護従業者養成研修課程等の修了者等	
	サービス提供責任者	事業規模に応じて1人以上	介護福祉士、居宅介護従業者養成研修課程等の修了者等	1人以上は常勤
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの	なし	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

- ※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を併せて行う場合は、一の居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りません。
- ※ 居宅介護と併せて移動支援事業を行う場合は、居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りません。（移動支援事業の指定基準は、居宅介護の指定基準に準じています。）
- ※ 居宅介護において通院等乗降介助の提供を行う場合は、事業所を運営する法人が次のいずれかに該当する道路運送法の事業許可（登録）を受けていることが要件となります。
 - ア 道路運送法第4条許可（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
 - イ 道路運送法第4条許可（患者等輸送サービスに限定した一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
 - ウ 道路運送法第43条許可（特定旅客自動車運送事業の許可）
 - エ 道路運送法第78条第3号許可（自家用自動車有償運送の許可）
 - オ 道路運送法第79条登録（福祉有償運送の登録）

上記要件を満たし、通院等乗降介助のサービスを提供する場合は、指定申請時に参考様式14と参考様式14に記載されている備考欄の書類を提出する必要があります。

サービス提供責任者の配置基準

サービス提供責任者は、以下（１）または（２）の該当する区分により配置する。

- ・「利用者数」「サービス提供時間」「従業者数」は前３月の平均とする。
- ・「サービス提供時間」「従業者数」は介護保険にはない障害福祉サービス事業所のみの基準。
- ・常勤換算方法による場合の取扱いは以下のとおり。
 - ア 事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて１人以上配置する。
 - イ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。
 - ウ １人を超えて配置が必要な事業所は、原則として１人分のみの常勤換算を可能とする。
 - エ ５人を超えて配置が必要な事業所は、３分の２以上を常勤の者とする。
 - オ 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、常勤勤務時間数の２分の１に達していること。

（１）サービスごとの基準

サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40人ごとに1人(※)	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護	40人ごとに1人(※)	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
行動援護	40人ごとに1人(※)	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
重度訪問介護	10人ごとに1人	1,000時間ごとに1人	20人ごとに1人

※ 常勤のサ責を3名以上配置し、かつサ責の業務に主に従事する者を1名以上配置し、サ責の業務が効率的に行われている場合は、「50人ごとに1人」とすることができる。

（２）複数サービスを行う場合の基準

次のいずれかに該当する員数を置くこととする。

① 重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法（重度訪問介護の利用者が10人以下の場合）

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			

② 重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法（重度訪問介護の利用者が10人を超える場合）

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	〔重度訪問介護利用者〕 10人ごとに1人 ＋ 〔それ以外の利用者〕 40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			

③ 重度訪問介護とそれ以外を別々に算出して合計する方法

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護	10人ごとに1人	1,000時間ごとに1人	〔重度訪問介護専従〕 20人ごとに1人 ＋ 〔重度訪問介護兼務〕 10人ごとに1人

ヘルパーの資格要件について

(1) サービス提供責任者

指定事業所毎に常勤の従業員であって、下記の資格を有し、専ら居宅介護等の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者の配置が必要です。

サービス種別 資格要件	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)								その他		
	介護福祉士	実務者研修	居宅介護職員初任者研修	介護職員初任者研修	介護職員基礎研修	訪問介護員(1級)	居宅介護従業者養成研修(1級)	訪問介護員(2級)		居宅介護従業者養成研修(2級)	行動援護従業者養成研修(注1)
居宅介護	○	○	注2	○	○	注2					
重度訪問介護	○	○	注2	○	○	注2					注3
同行援護(注4)										○	注5
行動援護(注6)	△	△	注2	△	△	注2		△			

注1 強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)を修了した者及び平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。

注2 実務経験3年以上(居宅介護では30%減算、将来的に廃止される予定)

注3 サービス提供職員(ヘルパー)のうち、相当の知識と経験を有する者

注4 同行援護のサービス提供責任者の資格要件については15ページ参照

注5 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

注6 行動援護のサービス提供責任者の資格要件については16ページ参照

実務経験年数について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間(職員であった期間)が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

○1年以上(180日以上) ○2年以上(360日以上) ○3年以上(540日以上)

(2) サービス提供職員（ヘルパー）

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）

サービス種別	資格要件	介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)							重度訪問介護従事者養成研修 (注2)	みなし証明者(注3)	その他	経過措置
			実務者研修 居宅介護職員 初任者研修	介護職員初任者研修 居宅介護職員 初任者研修	介護職員基礎研修	訪問介護員 (1・2級)	居宅介護従業者養成研修 (1・2級)	訪問介護員 (3級)	居宅介護従業者養成研修 (3級)				
居宅介護	身体介護	○	○	○	○	注4	注4			注6	注4		
	家事援助	○	○	○	○	注5	注5	○		注5	注5		
	乗降介助	○	○	○	○	注5	注5			注5	注5	注7	
重度訪問介護	○	○	○	○	○	○	○			○			注8
同行援護(注9)	△	△	△	△	△	注4,5	注4,5				注4,5	注9	
行動援護(注10)	△	△	△	△	△				△				

注1 サービス提供責任者の注1と同じ

注2 強度行動障害支援者養成研修（基礎）を修了した者及び平成 18 年 9 月 30 日までの間に
従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。

なお、居宅介護を行うことができるのは、市町がやむを得ないと認める場合のみ。

注3 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び
技術を有することを知事が証明した者をいう。

注4 報酬は、身体介護の報酬の 30%減算

注5 報酬は、家事援助又は乗降介助の 10%減算

注6 重度訪問介護の報酬を算定（3時間以上の場合、632単位に所要時間3時間から計算して
所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数）

注7 平成 18 年 9 月 30 日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者
外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了したもの

注8 当分の間、平成 18 年 9 月 30 日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有するもの
であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事するこ
とを可能とする。

注9 同行援護のサービス提供職員の資格要件については 15 ページ参照

注10 行動援護のサービス提供職員の資格要件については 16 ページ参照

*** 平成 25 年度以降の居宅介護従事者に係る養成研修について**

平成 25 年度よりヘルパー研修が下記のとおりとなっています。

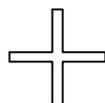
旧の研修修了者は、新の研修修了の要件を満たしていると取り扱います。

旧	新 (H25～)
居宅介護従事者養成研修 1 級、2 級	居宅介護職員初任者研修
訪問介護員養成研修 1 級、2 級 介護職員基礎研修	介護職員初任者研修
居宅介護従事者養成研修 3 級	障害者居宅介護従事者基礎研修

同行援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

1 サービス提供責任者の資格要件

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修1級修了者
- ・居宅介護従業者養成研修2級修了者
又は初任者研修修了者で3年以上
の実務経験のある者



同行援護従業者養成研修
(一般課程+応用課程)の修了者

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

2 従業者（サービス提供職員）の資格要件

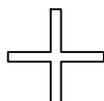
同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者

※ 兵庫県では、以下のいずれかの研修修了者については、上記一般課程の修了者とみなす

- ① 視覚障害者移動介護従業者養成研修
(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)
- ② 視覚障害者移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修
(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者



1年以上の視覚障害に関する実務経験
(直接処遇)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

又は

盲ろう者向け通訳・介助員 ※ 令和6年3月31日までの間の暫定措置

(令和3年3月31日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者)

※ 同行援護に係る人員配置基準上の経過措置は平成30年3月31日に終了しました。

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

平成27年4月より行動援護従事者養成研修が必須化されています。
経過措置は令和6年3月31日まで延長されています。

1 サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者

経過措置（令和6年3月31日まで）

・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修1級修了者
・居宅介護従業者養成研修2級修了者
又は初任者研修修了者で3年以上の実務経験のある者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者

2 従業者（サービス提供職員）の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者

経過措置（令和6年3月31日まで）

居宅介護従業者の要件を満たす者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者

研修の取り扱いについて

行動援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）について、一方の研修修了者は、もう一方の研修修了者とみなします。

短期入所

【サービスの概要】

居宅においてその介護をする者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援。

【事業所の形態】

○併設型事業所

- 指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（以下「指定障害者支援施設等」）に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。
- 併設事業所は、従業者の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等（以下「併設本体施設」）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施できる。
- なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設」には、指定共同生活介護事業所、指定共同生活援助事業所又は指定宿泊型自立訓練事業所（以下「指定共同生活介護事業所等」）を含むものとする。

○空床利用型事業所

- 利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。

○単独型事業所

- 指定障害者支援施設等（指定共同生活介護事業所等を除く）以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。

※ 「指定障害者支援施設等（指定共同生活介護事業所等を除く）以外の施設」とは、指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所をいう。

○医療型

指定短期入所事業所であって、

- 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であること
- 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設であること

【指定基準の概要】

		併設型	空床型	単独型
設備基準	居室	併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること		<ul style="list-style-type: none"> 1の居室の定員は4人以下 地階に設けてはならないこと 利用者1人当たりの床面積は収納設備等を除き8㎡以上 寝台又はこれに代わる設備を備えること フザー又はこれに代わる設備を設けること
	食堂	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することとする	<ul style="list-style-type: none"> 食事の提供に支障がない広さを有すること 必要な備品を備えること
	浴室	（居室を除く。）を指定短期入所事業所の用に供することができる		<ul style="list-style-type: none"> 利用者の特性に応じたものであること
	洗面所・便所			<ul style="list-style-type: none"> 居室のある階ごとに設けること 利用者の特性に応じたものであること

区分	併設型	空床型	単独型
	指定 障害者支援施設等 である当該施設が、指定短期入所事業所として併設（空床利用型）事業所を設置する場合	当該施設の利用者の数及び併設（空床利用型）事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上	
指定 共同生活援助事業所等 である当該施設が、指定短期入所事業所として併設（空床利用型）事業所を設置する場合	①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 指定共同生活援助事業所等の利用者の数及び併設（空床利用型）事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活援助事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活援助事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く。） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上		
指定生活介護事業所等			①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
指定生活介護事業所等以外			上記②と同じ
管理者（資格要件なし）	原則として常勤で管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

従業者（資格要件なし）（医療型を除く）
 人員基準

※ 防火安全対策として、事業を開始するまでに所管の消防署へ事前相談を行ってください。

療養介護

【サービスの概要】

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者に対して、主に昼間において病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護及び日常生活上のサービスを提供する。

【指定基準の概要】

利用定員・・・20人以上

設備基準・・・医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備

		職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上	医師	
		看護職員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上	看護師、准看護師、看護補助者	
		生活支援員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上（1人以上は常勤）	なし	
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下の場合、1人以上 ・利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 	サービス管理責任者の要件については38ページ～参照	
		管理者	原則として管理業務に従事するもの	医師	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

生活介護

【サービスの概要】

障害者支援施設等で、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力向上のために必要な援助を行うもの。

【指定基準の概要】

利用定員・・・20人以上

設備	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
基準	相談室	間仕切り等を設けること（プライバシーを保てる個室であること）
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

※ 設備は、専ら当該指定事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用可

	職種	人数	資格等の要件	備考
従業者	医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	医師	
	看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上	保健師、看護師、准看護師	
	理学療法士又は作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数	理学療法士、作業療法士	配置が困難な場合は、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士で必要な訓練を行う能力を有していれば可
	生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上（1人以上は常勤）	なし	
人員基準	※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①から③までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数 ①平均障害程度区分が4未満：利用者数を6で除した数以上 ②平均障害程度区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上 ③平均障害程度区分が5以上：利用者数を3で除した数以上			
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数が60人以下の場合、1人以上 利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤	サービス管理責任者の要件については38ページ～参照	
管理者	原則として管理業務に従事するもの	次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健士等） ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者 ③ 社会福祉施設長認定講習会を終了した者	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可	

※ 防火安全対策として、事業を開始するまでに所管の消防署へ事前相談を行ってください。

重度障害者等包括支援

【サービスの概要】

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所等の障害福祉サービスを包括的に提供する。

〔対象〕 障害支援区分6（障害児については区分6に相当する者）で、意思疎通に著しい困難を伴う者

※ 何らかの指定障害福祉サービス（指定療養介護及び指定共同生活援助事業者を除く）又は指定障害者支援施設の指定を受けていること。

【指定基準の概要】

設備基準	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用のスペースを設けること ・間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は共有可 ・区分がされていなくても業務に支障がないときは、区画が明確に特定されていれば可
	受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する（共用可）

	職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること		
	サービス提供責任者	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員かつ、 ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者 	1人以上は専任かつ常勤
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの	なし	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設等において、又は当該障害者の居宅を訪問して、身体機能または生活力の維持・向上等のため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【指定基準の概要】

利用定員・・・20人以上

設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること（プライバシーを保てる個室であること）
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

※ 設備は、専ら当該指定事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用可

		職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	看護職員	1人以上 ※1人以上は常勤	保健師、看護師、准看護師	
		理学療法士又は作業療法士	1人以上	理学療法士、作業療法士	
		生活支援員	1人以上 ※1人以上は常勤	なし	
		※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上			
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数が60人以下の場合、1人以上 利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤	サービス管理責任者の要件については38ページ～ 参照	
※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと					
	管理者	原則として管理業務に従事するもの	次のいずれかを満たす者	① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等） ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者 ③ 社会福祉施設長認定講習会を終了した者	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

※ 利用者の支給決定に係る標準利用期間は1年6ヶ月間（頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間）

※ 上記の標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、個別審査を経て必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能（原則1回）

※ 防火安全対策として、事業を開始するまでに所管の消防署へ事前相談を行ってください。

自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設等において、又は当該障害者の居宅を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うもの。（原則2年間）

【指定基準の概要】

利用定員・・・20人以上

設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること（プライバシーを保てる個室であること）
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	※指定宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては、上記設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること（指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は訓練・作業室を設けないことができる）	

- ・居室の定員は1人、居室面積は収納設備等を除き7.43㎡以上
- ・浴室は利用者の特性に応じたものであること

※ 設備は、専ら当該指定事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用可

		職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	生活支援員	常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上（1人以上は常勤） ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者	なし	
		地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上		
		サービス管理責任者	・利用者数が60人以下の場合、1人以上 ・利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤	サービス管理責任者の要件については38ページ～ 参照	
※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと					
	管理者	原則として管理業務に従事するもの		次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等） ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者 ③ 社会福祉施設長認定講習会を終了した者	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

※ 利用者の支給決定に係る標準利用期間は2年間（長期入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間）

※ 上記の標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、個別審査を経て必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能（原則1回）

※ 宿泊型自立訓練の支給決定に係る標準利用期間は、原則2年間（長期入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間。この期間を超えて支給決定の更新を行う場合は審査会の意見を聴くこと）

※ 防火安全対策として、事業を開始するまでに所管の消防署へ事前相談を行ってください。

就労移行支援

【サービスの概要】

就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うもの。

【指定基準の概要】

利用定員・・・20人以上

設備基準	一般型	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
		相談室	間仕切り等を設けること（プライバシーを保てる個室であること）
		洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
		多目的室その他運営に必要な設備	
養成施設の場合、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること			

※ 設備は、専ら当該指定事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用可

		職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数は、常勤換算で、利用者数を6（養成施設は10）で除した数以上 ・職業指導員の数1人以上 ・生活支援員の数1人以上 ※1人以上は常勤	なし	
		就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上 ※養成施設は不要	なし	
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下の場合、1人以上 ・利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤	サービス管理責任者の要件については38ページ～参照	
	管理者	原則として管理業務に従事するもの	次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等） ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者 ③ 社会福祉施設長認定講習会を終了した者	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可	

※ 防火安全対策として、事業を開始するまでに所管の消防署へ事前相談を行ってください。

就労継続支援A型（雇用型）

【サービスの概要】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労するものにつき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他必要な支援を行うもの。

※ 社会福祉法人以外の者である場合、専ら社会福祉事業を行う者であること（NPO、社団、財団法人は特例あり）

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満）又は65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）

<具体例>

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

【指定基準の概要】

利用定員・・・10人以上

設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること（プライバシーを保てる個室であること）
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

※ 設備は、専ら当該指定事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用可

		職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数は1人以上 ・生活支援員の数は1人以上 ※1人以上は常勤	なし	
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下の場合、1人以上 ・利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤	サービス管理責任者の要件については38ページ～参照	
	管理者	原則として管理業務に従事するもの	次のいずれかを満たす者 <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等） ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者 ③ 社会福祉施設長認定講習会を終了した者 ④ 企業を経営した経験を有する者 	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可	

※ 雇用契約に係る特例

- 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
- 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることができないこと。

※ 訓練等給付費を利用者の賃金（最低賃金以上の金額を支払う必要性あり）に充当することは、サービスの趣旨から逸脱するため、認められない。よって、作業内容については、内職作業などの単価の低い作業では利用者賃金を支払うことは困難なため、慎重に事業を計画する必要があります。
詳しくは、別紙厚労省通知「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて」等を参照してください。

※ 防火安全対策として、事業を開始するまでに所管の消防署へ事前相談を行ってください。

「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて」を
尼崎市ホームページに掲載していますので、必ずお読みください。 ページ番号1004209

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1004209.html>

就労継続支援B型（非雇用型）

【サービスの概要】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うもの。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

<具体例>

- ① 就労経験（A型（雇用契約有）を含む）がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ 上記①②に該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

【指定基準の概要】

利用定員・・・20人以上

設備	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
基準	相談室	間仕切り等を設けること（プライバシーを保てる個室であること）
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

※ 設備は、専ら当該指定事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用可

		職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員	・総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数は1人以上 ・生活支援員の数は1人以上 ※1人以上は常勤	なし	
		サービス管理責任者	・利用者数が60人以下の場合、1人以上 ・利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤	サービス管理責任者の要件については38ページ～参照	
	管理者	原則として管理業務に従事するもの	次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等） ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者 ③ 社会福祉施設長認定講習会を終了した者 ④ 企業を経営した経験を有する者	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可	

- ※ 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に原材料費等の必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。
- ※ 利用者それぞれに対し支払われる一月当りの工賃の平均額は3,000 円を下回らないこと。
- ※ 工賃水準の向上に努めること。
- ※ 防火安全対策として、事業を開始するまでに所管の消防署へ事前相談を行ってください。

就労定着支援

【サービスの概要】

就労に向けた支援として障害福祉サービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、原則として過去3年間において、当該通常事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の援助を行うもの。

【対象者】

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障害者も含む。）

【指定基準の概要】

設備基準	事務室	事業を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、区分がされていなくても業務に支障がないときは、当該事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。
	受付等	事務室又は相談支援を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保する。
	設備・備品等	事業に必要な設備及び備品等を確保する。 ただし、事業又は同一敷地内にある他の事業所等の運営に支障がない場合は、他の事業所等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。

		職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	就労定着支援員	・総数は、常勤換算で、利用者数を40で除した数以上	なし	併設事業所の常勤職員が兼務する場合、就労定着支援員の常勤換算に含むことはできないが、対面による支援を行った場合の基本報酬の算定は可
		サービス管理責任者	・利用者数が60人以下の場合、1人以上 ・利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※生活介護等事業所と一体的に運営する場合、一体的に運営する事業の利用者との合計数を利用者数とする	サービス管理責任者の要件については38ページ～参照	
		管理者	原則として管理業務に従事するもの	なし	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

自立生活援助

【サービスの概要】

施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた利用者が、居宅における自立した日常生活を営む上で各般の問題を把握し、原則1年間にわたり、定期的な巡回訪問、又は随時通報を受け、利用者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、必要な援助を行うもの。

【指定基準の概要】

設備基準	事務室	事業を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、区分がされていなくても業務に支障がないときは、当該事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。
	受付等	事務室又は相談支援を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保する。
	設備・備品等	事業に必要な設備及び備品等を確保する。 ただし、事業又は同一敷地内にある他の事業所等の運営に支障がない場合は、他の事業所等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。

		職種	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	地域生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 専従の地域生活支援員 員数の標準は、利用者数が25又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数とする 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤可 業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や他の事業所又は施設等の業務等の兼務可。この場合は、指定自立生活援助事業所の従業者として勤務する時間を兼務を行う他の職務に係る常勤換算に参入することはできない
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数が30人以下の場合、1人以上 利用者数が31人以上の場合、1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 	サービス管理責任者の要件については38ページ～参照	地域生活支援員と兼務して差し支えない
	管理者	原則として管理業務に従事するもの	なし	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可	

※ 実施主体は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、一般相談支援、特定相談支援の事業所又は障害者支援施設であること。

※ 定期的な訪問支援は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

※ 随時通報による支援は、

- 利用者から通報があった場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うこと。
- 状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じること。
- 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保すること。

共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

利用者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談、入浴、排せつ及び食事等の介護等、日常生活上の援助を適切かつ効率的に支援するもの。

サービス提供形態については、①介護サービス包括型、②日中サービス支援型、③外部サービス利用型のいずれかを事業者が選択することとなります。

【指定基準の概要：設備】

設備基準	住居	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ・指定事業所は、1以上の共同生活住居を有すること
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること ・ユニットの居室面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上 <p>※「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。</p> <p>※ マンション等において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプについては、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定める。（特に、ワンルームタイプの場合、共同生活住居である趣旨を十分に踏まえること。）</p> <p>※「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいう。（原則として日常生活を送る上で必要な設備を設けること。）</p> <p>※ ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けることとし、その広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p> <p>※「居室」とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものといい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれない。（建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合はこの限りではない。）</p>
	定員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所の定員は、4人以上 ・共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下（既存の建物を活用する場合は2人以上20人以下） ・ユニットの定員は、2人以上10人以下（ユニットとは、原則として風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を備えた単位） ・ユニットの居室の定員は1人（特に必要と認められる場合（夫婦等）は2人可。ただし、事業者の都合によるものは不可）
	事業所の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上の共同生活住居を有し、入居定員は4人以上 ・個々の住居ごとに指定を行うのではなく、「一定の地域の範囲」（いずれの共同生活住居についても主たる事務所から概ね30分程度で移動可能で、サービス管理責任者の業務に支障がなく、一体的なサービス提供が可能な範囲）内に所在する1以上の共同生活住居を事業所として指定する。

【指定基準の概要：人員】

○ 介護サービス包括型、外部サービス利用型

- ① 指定基準上の人員配置：起床から就寝までの活動時間帯における配置 → 本体報酬で評価
 - ・世話人・生活支援員は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として夜間及び深夜時間帯を設定し、当該夜間・深夜時間帯以外のサービス提供に必要な員数を確保することが必要です。
 - ・夜勤職員や宿直職員の配置は、指定基準上、必ずしも必要ではありません。
 - ・複数の共同生活住居を持つ事業所についても必要な員数(必要配置時間数)は事業所全体の利用者数に応じて算出するため、住居ごとの必要時間が定められているものではありません。
- ② 夜間における配置：夜間時間帯(就寝から起床まで) → 加算で評価
 - ・夜間における介護や緊急時の対応のため、夜勤職員や宿直職員を配置する場合や、防災・連絡体制を整備する場合は、夜間支援体制等加算を算定することができます。(届出が必要)
 - ・夜間に職員の配置を行わない場合も、夜間の緊急時等における対応方法を定め、利用者には十分説明しておく必要があります。

○ 日中サービス支援型

- ① グループホームに併設又は同一敷地内で、短期入所(併設型又は単独型)を行わなければなりません。短期入所の定員はグループホームの定員合計が20人又はその端数を増すごとに1～5人です。
- ② 協議会等に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言を聴く機会を設けなければならない。

	職種	介護サービス包括型	日中サービス支援型(※)	外部サービス利用型
人員基準	管理者	常勤 1名 ・管理業務に支障がない場合は①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務のいずれかとの兼務は可		
	サービス管理責任者	30：1 常勤要件なし(但し、常勤換算で0.5以上の配置が望ましい) ※ 当該事業所内の世話人又は生活支援員との兼務は可。ただし、事業所の定員が20名以上の場合は専従での配置が望ましい。		
	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	常勤換算で、利用者数を5で除した数以上	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
	生活支援員	①～④の合算した数以上(それぞれ小数点第4位以下切上げ、合算後に小数点第2位以下切捨て) (常勤換算方法) ①区分3の利用者数を9で除した数 ②区分4の利用者数を6で除した数 ③区分5の利用者数を4で除した数 ④区分6の利用者数を2.5で除した数		配置不要 介護サービスが必要な利用者には、居宅介護事業者に委託して実施
	夜間支援従事者	指定基準上、配置の必要なし	夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤職員を1人以上配置	指定基準上、配置の必要なし

※ 日中サービス支援型は、常時1人以上を介護、家事等に從事させなければならない。世話人又は生活支援員のうち一人は常勤でなければならない。

※ 外部サービス利用型指定共同生活援助は、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助に係る業務を、受託居宅介護サービス事業者(指定居宅介護サービス事業者)に委託して実施する。サービスの提供に際しては、事前に、指定居宅介護サービス事業者と業務委託をする契約の締結が必要。なお、運営規程に、受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地の明記が必要。

【サテライト型住居について】

平成26年4月から、サテライト型住居(本体住居との密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営されている住居)の運営が認められることとなったが、上記の「共同生活住居」には、サテライト型住居に係るものは含まない(指定事業所の利用定員には含む)。なお、日中サービス支援型では不可。

また、サテライト型住居の設備基準は次のとおり。

- ① 日常生活を営む上で必要な設備を設けること
- ② 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること
- ③ 入居定員を1人とし、1つの本体住居に対して2ヶ所まで。本体住居入居定員が4人以下の場合は1ヶ所とすること
- ④ 設置場所は本体住居から利用者が通常の交通手段で20分以内に移動可能な距離内とすること

【体験入居について】

長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合や、家族と同居しているが将来的にグループホーム等への入居を検討している場合等における、短期間の体験利用が可能になりました。

＜サービス提供条件＞

- ・利用には、通常の利用と同様に市町の支給決定等の手続が必要。
- ・一時的な利用として、1回あたり連続30日以内かつ年50日以内に限りです。
- ・定員の範囲内で実施することとなり、通常の利用者の入院・帰宅中に、当該利用者の居室を体験入居に供することはできません。

【利用者数について】

- ・「利用者数」とは、実利用者数ではなく、前年度の平均実利用者数（新規指定の場合は推定数）
- ・計算方法は次のとおり。ただし、これらにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定

期 間	計 算 方 法
新設等から6月末満	定員の90%
新設等から6月以上1年未満	直近6ヶ月の全利用者延べ数／開所日数
新設等から1年以上経過	直近1年間の全利用者延べ数／開所日数
前年度（4月1日から3月31日）実績あり	前年度の全利用者延べ数／開所日数

※ 小数点第2位以下切り上げ

【留意事項】

- 防火安全対策として、指定申請までに所管の消防署へ事前相談を行ってください。事業開始までに消防署の「消防用設備等検査済証」が必要です。
- 開設後において、地域住民との連携及び協力等を得ながら運営を行えるよう、事前に地域との関係構築に努めてください。（開設にあたり、事業所の概要等について自治会や自治会長等に対して説明し、要望があれば説明会等を実施することが望ましい）

* 防火安全対策について

消防法令の一部改正により、障害の程度が重い方が利用するグループホーム等（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設）に防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務化されました。また、自動火災報知設備や火災通報装置（※1）、消火器、スプリンクラー設備の設置（※2）についても義務づけられました。

（※1）火災通報装置は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することが義務づけられています。

（※2）スプリンクラー設備に代えて、小規模なGH等に対応可能なパッケージ型自動消火設備の整備も可。

事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認いただき、対策を講じてください。

なお、すべての法人で非常災害に関する具体的な計画を策定、非常災害時の消防機関等への通報先の把握を行い、職員への周知を行ってください。

相談支援

【サービスの概要】

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与するもの。

相談支援の体系として、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、特定相談支援（計画相談支援）、障害児相談支援がある。

○地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する。

○地域定着支援

居宅において单身等の状況において生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与する。

○計画相談支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行う。

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行う。

○障害児相談支援

障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害児通所支援の内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、通所給付決定等が行われた後に、当該給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行う。

障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行う。

*一般相談支援事業所の指定は、種類（地域移行支援・地域定着支援）ごとに指定するが、地域移行支援・地域定着支援はできる限り支援の継続性を確保する観点から両方の指定を受けることを基本とする。ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合には、地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定を認めることとする。

*障害児については、法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて、一体的に判断することが望ましいことから、特定相談支援事業所と障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることを基本とする。

【対象者】

〔地域移行支援〕

- ・障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
- ・精神科病院に入院している精神障害者（1年以上の入院者中心）

〔地域定着支援〕

- ・居宅において单身又は家族の状況等により同居家族による支援を受けられない障害者（グループホーム、宿泊型自立訓練の入所者は対象外）

〔計画相談支援〕

- ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害児者

〔障害児相談支援〕

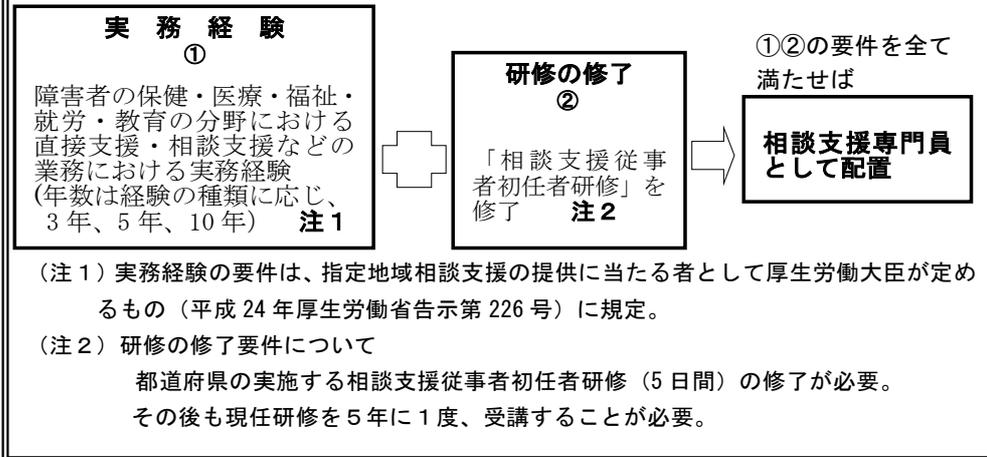
- ・障害児通所支援を利用するすべての障害者

【指定基準の概要】

設備基準	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用のスペースを設けること ・間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は共有可 ・区分がされていなくても業務に支障がないときは、区画が明確に特定されていれば可
	受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する（共用可）
	一時的な滞在が可能な場所（地域定着支援のみ）	緊急の事態における支援が必要となり、一時的な滞在による支援が必要な場合、その支援を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞りに必要な設備及び備品等を備え、衛生的に管理されている必要があること。（他の事業者等への委託可）
	一時的な滞在が可能な場所（地域移行支援のみ）	体験的な宿泊支援が必要な場合、その支援を行うために必要な広さの区画を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備え、衛生的に管理されている必要があること。（他の事業者等への委託可）

		サービスの種類	人数	資格等の要件	備考
人員基準	従業者	地域移行支援 地域定着支援	専従の地域移行支援従事者又は専従の地域定着支援従事者 ※1人以上は相談支援専門員であること	「相談支援専門員の資格要件」参照	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤可 ・業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等の兼務可 ・特定相談支援、障害児相談支援の業務の兼務可
		計画相談支援 障害児相談支援	専従の相談支援専門員	「相談支援専門員の資格要件」参照	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤可 ・業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等の兼務可 ・地域移行支援、地域定着支援の業務の兼務可
	管理者	原則として管理業務に従事するもの	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤可 ・管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等の兼務可 	

相談支援専門員の資格要件



相談支援専門員の要件となる実務経験について

業務範囲	業務内容	必要年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	ア 平成18年10月1日時点で下記の施設等において相談支援業務に従事しており、平成18年9月30日までに必要年数を満たしている者（告示1イ該当） ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ○ 精神障害者地域生活支援センター	以3 上 年
	イ 施設等における相談支援業務（告示1ロ(1)～(3)該当） ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、その他これに準じる事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、その他これに準じる施設 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、その他これに準じる施設	5 年 上 上
	ウ 次のいずれかに該当する者が実施する、病院若しくは診療所における相談支援業務（告示1ロ(4)該当） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※を有する者 (4) イに掲げる施設に従事した期間が1年以上である者	
	エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける相談支援業務（告示1ホ該当）	
	オ 特別支援学校その他これに準じる機関における就学相談・教育相談・進路相談の業務（告示1ヘ該当）	
	② 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等における介護業務（告示1ニ該当） ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床、その他これに準じる施設 ○ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これに準じる事業 ○ 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これに準じる施設	10 年 上 上
③ 有資格者等 キ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記カの直接支援業務（資格取得以前も含む）（告示1ハ該当） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 保育士（直接支援業務に該当しない保育所へ勤務した期間は、実務経験に換算できない） (4) 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	通 算 し て 上 記 イ ハ オ と 上	
ク 国家資格等※による業務に5年以上従事している者が実施する、上記①の相談支援業務又は上記②の直接支援業務（告示1ト該当）	以3 上 年	

第1 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

第2 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

（注）実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

サービス管理責任者について

○ サービス管理責任者の配置について

下表のサービス種類の事業者は、個別支援計画の策定やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導及び助言等を行うサービス管理責任者の配置が必要です。

サービス管理責任者の配置が必要なサービス種類

サービス種類	必要員数（1事業所あたり）
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者数が60人以下：1以上 ●利用者数が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 1人以上は常勤
生活介護	
自立訓練（機能訓練）	
自立訓練（生活訓練）	
就労移行支援	
就労継続支援	
就労定着支援	
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者数が30人以下：1以上 ●利用者数が31人以上：利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 常勤要件なし（但し、常勤換算で0.5以上の配置が望ましい）
共同生活援助	

※令和元年度からサービス管理責任者等研修の分野は統合されています。

※平成30年度までの研修修了者も受講分野に限らず、いずれのサービスにも従事可能です。
（但し、令和6年3月末までに更新研修を受講する必要があります。）

（注）表に記載のないサービス種類の事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護、
重度障害者包括支援、短期入所、一般相談支援）は、サービス管理責任者を配置する必要はありません。

国から研修要件にかかる経過措置が示されています。

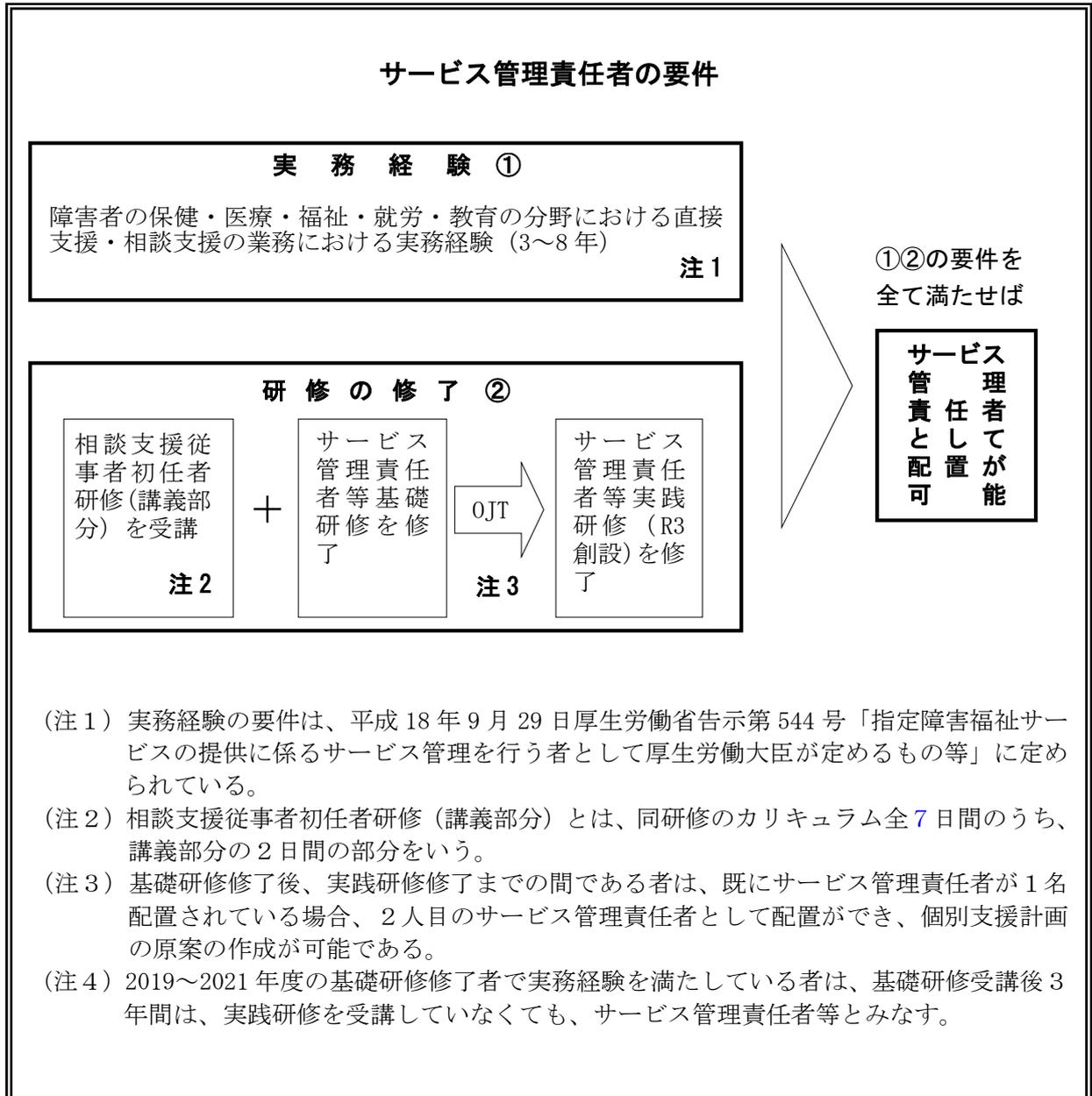
【やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した事業所】

当該事由発生後1年間は、サービス管理責任者の研修修了要件を満たしているものとみなす。

※ 新規指定の事業所に係る経過措置は、平成31年3月末で終了しています。

○ サービス管理責任者の要件について

障害者の支援に関する実務経験（内容によって3年～8年）があり、かつ「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了することが要件となっている。
詳細は以下のとおり。



実務経験一覧表（サービス管理責任者）

業務範囲	業務内容	年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	ア 施設等における相談支援業務 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	5年以上
	イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務	
	エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務	
	オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務	
	カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上
	キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務	
	ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務	
	ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	
	③ 有資格者等 コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記②の直接支援業務（資格取得以前も含む） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（直接支援業務に該当しない保育所へ勤務した期間は、実務経験に換算できない） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	通算して5年以上
サ 国家資格等※による業務に3年以上従事している者が実施する、上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務	3年以上	

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育等に係る業務

※ **国家資格等**：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

業務管理体制整備について

障害者（児）施設・事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
届出を行っていない事業者については、速やかに届出を行う必要があります。
また、届出事項に変更が生じた場合や、サービスを全て廃止した場合等も届出の必要があります。

○ 届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

＝業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類＝

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定障害児相談支援事業者

○ 整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所等の数に応じ定められています。

対象事業者	業務管理体制整備の内容			届出事項
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	定期的な監査の実施	
全ての事業者	○	×	×	事業者の名称等、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名 法令遵守責任者の氏名、生年月日
事業所数 <u>20以上</u>	○	○	×	上記に加え、法令遵守規程の概要
事業所数 <u>100以上</u>	○	○	○	上記に加え、業務執行の状況の監査の方法の概要

○ 届出先

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
② 計画相談支援又は障害児相談支援のみを行う事業者で、全ての事業所等が同一市町内に所在する事業者	各市町
③ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市で事業を行う事業者で、全ての事業所等が同一市内に所在する事業者	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市
④ 上記以外の事業者	
法人が神戸市以外に所在する事業者	法人所在地を所管する各県民局
法人が神戸市に所在する事業者	兵庫県障害福祉課（本庁）

移動支援事業の指定登録について

移動支援事業の指定登録申請を行う者は、以下の要件を満たす必要があります。

- 法人格を有すること
 - 申請者及び管理者が暴力団員等でないこと
 - 事業所の運営に暴力団等の支配を受けないこと
 - **指定居宅介護事業者の指定を受けていること**
 - 指定居宅介護の基準を満たし、適正な運営が見込めること
 - 障害者総合支援法第36条第3項の欠格事由に該当しないこと
- 指定申請の手続きについて
- 指定日（事業開始が可能となる日）は、原則として毎月1日です。申請が混み合う場合もありますので、指定日については、担当者と事前によく相談してください。
 - 指定申請書類の提出前に、事前相談を行います。事業開始希望日の2～3ヶ月前には、事前相談へお越しください。
 - 書類審査に約一ヶ月の期間を要しますので、指定申請書類は事業開始希望日の前々月末までには必ず提出してください。
 - 申請書類の提出は、直接窓口へご持参ください。（来庁が困難な場合はご連絡ください。）
 - 指定の有効期間は、6年間です。
 - 申請書類は正副2部作成し、副本は申請者において保管してください。
- 移動支援事業の運営に係る注意点について
- 尼崎市における移動支援事業の指定登録は、**指定居宅介護事業者の指定を受けていることが要件**です。したがって、**指定居宅介護事業に関して変更等があれば、必ず移動支援事業についても変更届等の届出等を行ってください。**
 - **事業所の所在地が移転する場合**、同一管轄内での移転（事業所番号に変更がないとき）については、事業所の所在地の変更に関する届出のみで構いませんが、**管轄外への移転（事業所番号が変更となるとき）については、指定居宅介護事業の指定と同様に、移転前の事業所に関して廃止、移転先の事業所に関して新規の申請が必要**となりますので、所在地移転の際には十分ご注意ください。
 - **指定居宅介護事業に関して休止又は廃止の届出をする場合は**、尼崎市での移動支援事業についても、指定居宅介護事業と同じ年月日で**休止又は廃止の届出を行ってください。万一、指定居宅介護事業が休止又は廃止されているにも関わらず、尼崎市での移動支援事業のサービス提供を行った場合、報酬の請求ができません。**
 - **指定居宅介護事業に関して、法第50条に基づく指定の取消しに関する処分を受けた場合は**、尼崎市での移動支援事業についても**同じ年月日において指定登録の効力を失います**。また、同条に基づく**指定の効力の停止に関する処分を受けた場合は**、尼崎市での移動支援事業についても**同じ期間について指定登録の効力が停止されます**。
 - **尼崎市以外の自治体において指定居宅介護事業者の指定を受けている場合**、当該自治体より**移動支援事業に関して取消しの処分を受けたときは**、尼崎市での移動支援事業についても、**同じ年月日で指定登録の効力を失います**。（効力停止の場合は、同じ期間について指定登録の効力が停止されます。）

尼崎市障害者移動支援事業実施要綱

尼崎市ホームページに掲載しています。 ページ番号1004231

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/042_indepdt_5.html

- 主な関係法令
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
 - 尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第50号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
 - 尼崎市障害者移動支援事業実施要綱

日中一時支援事業の指定登録について

日中一時支援事業の指定登録申請を行う者は、以下の要件を満たす必要があります。

- 法人格を有すること
 - 申請者及び管理者が暴力団員等でないこと
 - 事業所の運営に暴力団等の支配を受けないこと
 - 指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援B型及び指定短期入所事業者（以下、「指定生活介護事業者等」という。）のいずれかの指定を受けていること
 - 指定障害福祉サービスの基準を満たし、適正な運営が見込めること
 - 障害者総合支援法第36条第3項の欠格事由に該当しないこと
- 指定申請の手続きについて
- 指定日（事業開始が可能となる日）は、原則として毎月1日です。申請が混み合う場合もありますので、指定日については、担当者と事前によく相談してください。
 - 指定申請書類の提出前に、事前相談を行います。事業開始希望日の2～3ヶ月前には、事前相談へお越しください。
 - 書類審査に約一ヶ月の期間を要しますので、指定申請書類は事業開始希望日の前々月末までには必ず提出してください。
 - 申請書類の提出は、直接窓口へご持参ください。（来庁が困難な場合はご連絡ください。）
 - 指定の有効期間は、6年間です。
 - 申請書類は正副2部作成し、副本は申請者において保管してください。
- 日中一時支援事業の運営に係る注意点について
- 尼崎市における日中一時支援事業の指定登録は、指定生活介護事業者等の指定を受けていることが要件です。したがって、指定生活介護事業者等に関して変更等があれば、必ず日中一時支援事業についても変更届等の届出等を行ってください。
 - 事業所の所在地が移転する場合、同一管轄内での移転（事業所番号に変更がないとき）については、事業所の所在地の変更に関する届出のみで構いませんが、管轄外への移転（事業所番号が変更となる時）については、指定生活介護事業者等の指定と同様に、移転前の事業所に関して廃止、移転先の事業所に関して新規の申請が必要となりますので、所在地移転の際には十分ご注意ください。
 - 指定生活介護事業者等に関して休止又は廃止の届出をする場合は、尼崎市での日中一時支援事業についても、指定生活介護事業者等と同じ年月日で休止又は廃止の届出を行ってください。万一、指定生活介護事業者等が休止又は廃止されているにも関わらず、尼崎市での日中一時支援事業のサービス提供を行った場合、報酬の請求ができません。
 - 指定生活介護事業者等に関して、法第50条に基づく指定の取消しに関する処分を受けた場合は、尼崎市での日中一時支援事業についても同じ年月日において指定登録の効力を失います。また、同条に基づく指定の効力の停止に関する処分を受けた場合は、尼崎市での日中一時支援事業についても同じ期間について指定登録の効力が停止されます。
 - 尼崎市以外の自治体において指定生活介護事業者等の指定を受けている場合、当該自治体より日中一時支援事業に関して取消しの処分を受けた場合は、尼崎市での日中一時支援事業についても、同じ年月日で指定登録の効力を失います。（効力停止の場合は、同じ期間について指定登録の効力が停止されます。）

尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱

尼崎市ホームページに掲載しています。 ページ番号1004231

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/042_indepdt_5.html

- 主な関係法令
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
 - 尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第50号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
 - 尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱